

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務（設計）に関する基本協定書（案）

国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長牟田弘幸（以下「甲」という）と〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、甲の直轄管理区間又は「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長若しくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は甲の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において、発生した災害の応急対策業務（設計）に関し、これに必要な組織及び労力等の確保並びにその対応方法を定め、もって、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

（実施内容）

第 2 条 甲は直轄管理区間で災害が発生し必要と認めるときには、災害状況に応じて乙に応急対策業務を要請することができるものとする。

2 乙は前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、甲の指示により応急対策業務を実施するものとする。

3 乙はこれらの業務を適切に対応ができるよう河川情報センター、日本道路情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

（甲の管轄区域外での実施）

第 3 条 甲は九州地方整備局防災業務計画に基づき災害対策本部長、災害支援本部長又は応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は、甲の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）について第 2 条第 1 項の要請ができるものとする。

2 乙は前項の要請への対応が可能と判断した場合には、甲の指示により応急対策業務を実施するものとする。

（出動の要請）

第 4 条 甲は乙に対し第 2 条第 1 項又は第 3 条第 1 項の業務実施区間における具体的な災害状況に応じ、応急対策業務のための出動を、書面又は電話等の方法により要請するものとする。

（契約の締結）

第 5 条 甲の出動要請があった場合には速やかに、応急対策設計業務委託契約を締結し、精算するものとする。

（業務指示）

第 6 条 業務の直接の指示は、当該業務実施区間を担当する担当職員が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（業務の実施）

第 7 条 乙は、第 4 条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出勤し、応急対策設計等の業務を実施するものとする。

- 2 乙の責任者は、出勤後遅滞なく設計の成果品等を担当職員に書面により提出するものとする。

(乙の業務)

第8条 乙は業務の履行にあたっては、業務の意図及び目的を十分に理解し、最高の技術を発揮するように努めなければならない。

- 2 業務の実施にあたっては、諸法規を遵守し作業の安全と円滑を図るとともに、担当職員と密接な連絡をとり業務を遂行しなければならない。

(機密の遵守)

第9条 乙は業務に関する全ての事項について、機密を厳守し、他にもらしたり転用したりしてはならない。

(地権者の了解)

第10条 本業務遂行のため民地等に立入る場合は、予め関係者の了解を求め所有者の承認を受け、請負者の責任において処理し将来に禍根を残してはならない。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

- 2 本協定締結後、甲乙いずれかの申出により、本協定は廃止することができるものとする。

(その他)

第12条 この協定に疑義を生じた事項又はこの協定に規定していない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 3月〇〇日

甲 国土交通省九州地方整備局  
遠賀川河川事務所長 牟田 弘幸

乙 ○○○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○